



議会だより

ピッシリ

第 71 号

北海道苦前郡羽幌町南町

TEL(0164)62-1211(内線510)

FAX(0164)62-1278

発行 羽幌町議会

編集 議会広報特別委員会

発行日 平成21年1月29日

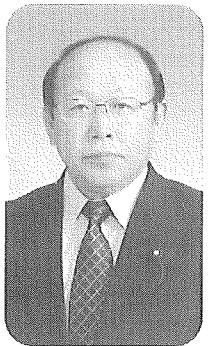


中央公民館の凧展

- P2 新年挨拶
- P2 12月定例議会
- P4 一般質問
- P8 常任委員会報告

年頭のご挨拶

羽幌町議会議長 橋本修司



輝かしい初春をご家族お揃いでお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様には日頃から町議会に対するご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

本年も皆様の付託に答える議会として決意を新たに町発展のため、更なる努力をして参りますので、引き続きご支援賜りますようお願い致します。

昨年は米国のサブプライムローン問題に始まり、米国大手証券会社の破綻により世界中に深刻な経済不安をもたらしました。生活に密着した燃油の高騰や、穀物相場の高騰は諸物価の値上がりにもつながり国民の暮らしに大きな影響を及ぼしました。

年頭に当たり住民皆様のますますのご健勝とご多幸を御祈念申し上げ新年のご挨拶と致します。

つてない全国的な不景気で始まっておりますが、羽幌町にとりましても行政運営の厳しさは変わりません。

特別養護老人ホームの改築については今年着工となり、快適で生きがいのもてる施設として整備されます。留萌中部三町村による火葬場建設につきましても、早々に着工できることを期待しております。

大変厳しい時代となりましたが、このような時代だからこそ住民、議会、行政が一体となって安心して暮らしていく町づくりをしなければなりません。

議会といたしましても、広報「ピッソリ」などを通し、きめ細かな情報を伝えて参ります。また「開かれた議会」にも尚一層の努力をして参ります。

年頭に当たり住民皆様のますますのご健勝とご多幸を御祈念申し上げ新年のご挨拶と致します。

12月定例会



報告

成立した主な事項

◇20年度定期監査報告

(第2次)

◇特別監査結果報告

◇羽幌町手数料条例の一部を改正する条例

◇専決処分の報告

◇羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例

*和解及び損害賠償の額の決定について

*出産育児一時金の支給額 35万円から38万円に

*電算システム導入委託料 26,676千円追加

*離島航路欠損補助金 3,008千円

*福祉灯油扶助費 1,725千円

*介護保険事業特別会計繰出金 2,649千円追加

*後期高齢者医療特別会計繰出金 4,608千円追加

*強い農業づくり事業補助金 4,166千円

*リバーサイド施設改修工事請負費 4,546千円

*国直轄港湾整備事業負担金 14,542千円追加

*学校給食費 2,583千円追加

町行政の課題を問う!!

一般質問

・国の定額給付金について

伊藤昇議員

質問 長引く不況、中央と地方や貧富の格差拡大、大失業時代に入り込んだ現代社会。そうした中で米国発の金融危機に端を発した国内景気の悪化は極めて深刻であります。その出口は全く見いだせません。こうした中で今一番注目を浴びているのが、定額給付金の問題であります。

しかし、生活困窮者ばかりではなく、富裕層にも支給することに対する異論や、所得制限をすべきとか、その制限額をどうすべきとかの意見が2転3転する中で、ついに支給判断は市町村に一任すると言つことであります。これに対し市町村では戸惑いの声が上がっています。

世論調査では約六割が定額給付金を評価しないと答えておりまます。巨額の血税を投じるなら、社会保障や教育、雇用、医療等、今直面している緊急の課題に有効活用すべきだと思います。国民の痛みを本当に解つて底上げをしてくれる

なら、一回限りの給付金ではなく、社会生活の充実や低所得者に絞った支援策をと思いますが。

町長 定額給付金は景気後退下での住民への生活支援を行ふと共に、広く給付すること

で地域経済対策に資する国

の施策であり、今後の国会での審議を見守って参りたいと考えます。

質問 十一月二十一日の全国町村長大会でこの問題の論議があつたのか。あつたとすればどんな論議であつたか。

町長 様々な全国町村会からの要望があつたことは確かです。集まつた中で課題を全部スローガンとして挙げ、この中に定額給付金もありました。

質問 各自治体のトップの方々の集まりですから、その様な大会こそ国民が一番関心の

あるこうした問題を徹底して論議すべきだと思います。

次の問題に移りますが、この支給作業に対する費用は国が総て補償するのですか。

政策推進課長 事務費については十分の十、先ず時間外、臨時職員の賃金、それから一般的に係る事務費等総て出ます。

す。

質問 2兆円を政府で出したほかに、各自治体の職員の膨大な作業量、超勤、臨時職員の手当等、相当の事務経費がかかる。そんなこともあります。とにかくして緊急課題への対処をすべきという声が多い。支給については初めは年末と言つてたが、その後、年度内支給と言つてはいる。ところで支給は年度内で本当に出来るのでしょうか。

町長 目的から言うと、これが福祉政策か経済政策かと言います。所得差をつけるのかどうかですが、

質問 国会でも問題になつたことですが、支給に当たり、今は市町村判断となつております。所得差をつけるのかどうかですが、

す。

政策推進課長 実際には出来ません。申請方式で先ず通知書を出し、これに対する申請書を受理し、それからの支給となりますので、かなり時期は遅れます。3月支給できるものもあるが、3月過ぎとなります。

質問 自治体は、今地方分権を本気になって定着させ、推進していくしかなければならぬ。したがつて国であろう道であろうと、まずいものはまずいと、言える自治体でなければ、本当の意味での地方分権時代における自治体とし

質問 申請書方式でやると言つてますが、中には高齢者、身体的弱者もいます。その様な方もみんな申請手続きが出来ると想定できますか。

- 4 -

て成長していかないのではないかと考
えます。この給付金をほかに有効活用した方が良い
いと言う声についてどう思
いますか。



・補助金の交付目的と使途の検証

質問

1. 町は補助金算定、交付に当たつてどのように対処しているのか。

し、食糧費については原則補助対象外としている。交際費についても食糧費と同様の考え方である。

類が付されていないでたらめなことをやつてきてる。 副町長 昨年9月の決算認定で、監査委員より事務処理の適切さを欠くものがあるとさ

質問 私は、町の交際費を検証したが、5カ年間で14万5千円と少額で使途についても妥当なものであつた。今後厳しく対処していきたい。

時長 止めたら他に使えるといふ発想、それがいいのか悪いのかと言うことは、私の今の立場で返答に困ります。

意見 地方分権時代と言つても財政の保障は全く先が見えません。そんな中での地方自治体は前途茨の道であります。しかし、そこに住民が

存在する限り 理事者も議会
も最善の方途を探り、全力を
傾注すべきは論を待ちませ
ん。そのため町長は国や道に
対し、まずいことはまずいと
言い、常に住民の側に立ち主
張されることを期待いたしま
す。

1. 各課からの予算要求に基づき、内容の詳細について説明を求めている。

必要に応じ関係団体の意見も聴取し、公益上の必要があると認めた場合予算計上をし交付している。交付上を介しては、事業が目的に沿って的確・効果的に実施することなど、一定の条件を付して交付している。

2. 每年度予算編成方針を示

質問 町長から議長あての觀光協会経理内容調査報告書における調査を平成18年度～19年度の2カ年のみとしたのは何故なのか。又、報告書に改善とあるが、何が改善なのか

故質問 私は昨年6月議会で何質問したのか、町民は関心を持つっています。町政に対する責任をどのように受けとめているのか。

質問 公金の取り扱いの適正化等についての事務次官通知を受け、どのように処置されたのか。

総務課長 申しわけありません。今ちょっとわからないのが実態です。どこかに来ていると思いますが……

質問 非常に心もとない。きちんと受けとめているのかどうか。会計法令を遵守していない公金の取り扱いは、住民の信頼を著しく損つ行為、今後の行政執行にも重大な影響

町長 4. これまでの検査結果を受けて、すべての団体補助金が適正に執行されていると認識されているのか。
支出証拠書類の提出は求めてきたのか。

件100万円以上のものについては、直接実地調査し、必要に応じて指導することが義務づけられている。

質問 この後、17年度以前の年度について、検査を行う考え方があるのかどうか。

町長 特別監査の結果を受け、これからこの形をつくるならなければならない。議員の今の質問ですが、それが可能か、必要なのかどうな

うなのかな。これから論議していく。

い。 費代について返還を求める関係者も厳しく処分している。きっと受けとめていただきたいのです。 町長 私の気持ちで厳しく受けとめておきます。 質問 公金の取り扱いの適正化等についての事務次官通知を受け、どのように処置されたのか。

1. 各課からの予算要求に基づき、内容の詳細について説明を求めている。

において適正を欠いているものも見受けられることから、さらに検証を加え、誤解を招くことのないよう団体等と協議をし、一定の方向づけをしていく。

それが可能か、必要なのかどうか。これから論議していく。

化等についての事務次官通知を受け、どのように処置されたのか。

上をし交付している、交付に際しては、事業が目的に沿つて的確・効果的に実施することなど、一定の条件を付して交付している。

質問 町長から議長あての觀光協会経理内容調査報告書における調査を平成18年度～19年度の2カ年のみとしたのは何故なのか。又、報告書に改善とあるが、何が改善なのか

る、この間に生じた大変な審査だと考えます。町長は結果責任をどのように受けとめているのか。

質問 非常に心もとない。きち
つと受けとめているのかどう
か。会計法令を遵守してい
ない公金の取り扱いは、住民
の信頼を著しく損う行為、今
後の行政執行にも重大な影響

質問

1. 町は補助金算定、交付に当たつてどのように対処しているのか。
2. 補助金の執行に当たつて食糧費・交際費は極めて限定されるべきものと考えるが、どう認識し、どう指導されてきたのか。
3. 補助金の実績報告に際し支出証拠書類の提出は求めてきたのか。
4. これまでの検査結果を受けて、すべての団体補助金が適正に執行されていると認識されているのか。

町長

1. 各課からの予算要求に基づき、内容の詳細について説明を求めている。
- 必要に応じ関係団体の意見も聴取し、公益上の必要があると認めた場合予算計上をし交付している、交付に際しては、事業が目的に沿つて的確・効果的に実施することなど、一定の条件を付して交付している。
2. 毎年度予算編成方針を示

し、食糧費については原則補助対象外としている。交際費についても食糧費と同様の考え方である。

3. 各所管課で、補助金が適正に執行されているかを検証する義務があり、実績報告書の提出時等に必要に応じて証拠書類等の確認を行っている。なお、補助額が二件100万円以上のものについては、直接実地調査し、必要に応じて指導することが義務づけられている。

4. 町民の目線に立ち、妥当性を欠くことのないよう特に意を注いだが、一部において適正を欠いているものも見受けられることから、さらに検証を加え、誤解を招くことのないよう団体等と協議をし、一定の方向づけをしていく。

類が付されていないでたらめなことをやつてきてる。副町長 昨年9月の決算認定で、監査委員より事務処理の適切さを欠くものがあるとされた。6月議会の質問を受けたことは、私は適正に支出されてると思いますが、中身の調査をするのを答弁したので、18・19と限定した。

質問 この後、17年度以前の年度について、検査を行う考えがあるのかどうか。

町長 特別監査の結果を受け、これから対応を早急に返答その形をつくらなければならぬ。議員の今の質問ですが、それが可能か、必要なのかどうなのか。これから論議していく。

質問 私は昨年6月議会で何故質問したのか、町民は関心を持つています。町政に対する、この間に生じた大変な不審だと考えます。町長は結果責任をどのように受けとめているのか。

町長 長年にわたる習慣、時代背景があった。食糧費も今

今後厳しく対処していきたい。
質問 私は、町の交際費を検証したが、5力年間で14万7,780円。年平均で2万9,556円と少額で使途についても妥当なものであった。一方で、町の補助団体の食糧費と交際費的な支出を検証した結果は到底納得できない。桧山管内瀬棚町の補助団体における不適切な会計処理や食費代について返還を求め関係者も厳しく処分している。きちんと受けとめていただきたい。

町長 私の気持ちで厳しく受けとめておきます。

質問 公金の取り扱いの適正化等についての事務次官通知を受け、どのように処置されたのか。

総務課長 申しわけありません。今ちょっとわからないのが実態です。どこかに来ていると思いますが……

質問 非常に心もとない。きちんと受けとめているのかどうか。会計法令を遵守していない公金の取り扱いは、住民の信頼を著しく損つ行為、今後の行政執行にも重大な影響

を与える。

副町長 書類を見ていないと
いうのは誠に申しわけありません。
会計検査院からの指摘
を真摯に受けとめて、補助に
当たっても厳正に事務指導を行
っていきたい。

質問 今回の特別監査報告書
にも指摘されているお歳暮は、
多い年で12月の暮れにかけて
15万円に及ぶものがある。又、
札幌市において観光パンフの
作成に関し、年2回も3回に
及び2次会も3次会と飲食店
を利用している。こんなこと
を繰り返し行つていて、町民
の目線を感じてしつかりとし
た町政ができるのか。

町長 特別監査による指摘の
あつたとおり、強く反省いた
しております。住民と一緒にな
のだという意識を持ち厳正に
取り組んでいきたい。
質問 役員会、支部長との懇
談会は、必ず2次会つき、タ
クシーまで利用している。こ
うした支出は31件80万6,4
75円、お歳暮等は、38件53
万9,000円ある。こうし
たことは絶対理解されない。
町長 議員が検証された数字、
今、ご指摘あったことを厳し
く受けとめています。貴重
な財源を使っており、透明性
を高めながら取り組んでいき
たい。

◆3期・2年間の町政運営について

室田憲作議員

中の経済の循環が可能な事業
の展開を探つていただきたい。
町政の運営に当たっては、
住民と情報の共有化に努め、
町の将来につながる予算編成
に当たる。

質問 町長は、3期目の就任
以来早いもので2年の時を迎
えた。町長が提唱する「自立
と共生の町づくり」町民と協働
の町づくりの取り組みを今

後の町政執行にどう活かして
行くのか、次の3点について
お尋ねをしたい。

①就任時に掲げた「8つの目
標と63の約束」の実行状況と
残されている問題は何か。

②「心と心がふれあう町づく
り」の推進の一つとして「地
域情報連絡員制度」は、町民
へ周知が不足していないか。
③「人づくり事業」は、運用
面で適用が厳しく活用しにく
いとの声がある。改善する考
えはあるか。

2点目の「地域情報連絡員
制度」の推進については制度
発足時より地域ごとに住民説
明会を開催し「本制度と自立
プラン」について周知を図り
その後、職員による定期的な
接触により直接要望事項や意
見を伺っている。現在まで55
件の要望がありそれぞれ対応
をしてきたが、実施して日の
浅いことから今後多様な面か
ら方策を探つていただきたい。

3点目について、現在まで
補助金を交付した事業は、14
件。16年度に対象範囲の拡大
のため要綱の一部を改正した
今後も周知に努めたい。

副町長 15年度から取り組ん
でいるが、当初は提案件数も
少なく19年からはメールによ
る提案方式に変えことによ
り、20年度は46件の提案があ
った。主な事項としては、
「旅費の改正。口座振替通知
書の廃止。公用車の二元管理」
等が挙げられる。今後も引き
続き職員の意識高揚を図り行
政改革に努めたい。



質問 「住民との対話を大切
に町政の運営を図りたい」は、
町長の願いもあるが、懇談
会等の開催が少ないので何故か。
題がある。住民の方々の意見
を伺う機会を作りたい。

質問 「住民との対話を大切
に町政の運営を図りたい」は、
町長の願いもあるが、懇談
会等の開催が少ないので何故か。
質問 「住民との対話を大切
に町政の運営を図りたい」は、
町長の願いもあるが、懇談
会等の開催が少ないので何故か。

町長 1点目の「8つの目標」
については、3期の公約とし
て示し、その実現のために銳
意努力をしてきた。

一次産品の安全確保を目的
とした「米穀乾燥調整貯蔵施
設整備事業」に対する大型補
助「焼尻めん羊牧場」の民間
委託、特養ホームの改築等。

町長 現在の厳しい財政状況
を踏まえ、無駄の排除、事業
のスリム化を求める一方、町

質問 21年度の予算編成に當
たり、公約実現のために特に
重視している施策はあるか。

質問 「中心市街地の活性化
をハートタウンと連携して」
について、旧宮林署跡地等は、
今だにその方向が見られない
今後の見通しは。

町長 中心市街地の活性化と
いう大きな位置づけで購入し
たが、現実としては様々な問

質問 「地域情報連絡員制度」
について、制度発足以来55件

的に推移を見て地域関係者と相談の上検討も要する。

質問 栄養職員の配置の基準となる法律は何か。

学校管理課長 当たらない。

質問 栄養教諭は「教員」か。

学校管理課長 公立義務教育

諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律で、

道が配置基準を決めている。

離島に「その他の過配」が認められているのは教員だけ。

質問 配置基準の見直しを道にこれまで要望したのか。

教育長 していない。

質問 法律は都市部を含め広い地域を網羅する。その弊害として今回のように、離島のような過疎地はまつ先にサービスや教育が切られてしまう。

そうならないよう法律の不備や矛盾を訴えるのも地方政府の役目ではないか。

教育長 畦島という特殊事情を踏まえて要望した結果が、激変緩和であると理解する。

質問 町はどのような身分で栄養士を採用するのか。業務や責任が変わらないのに、給与面で差が出るなど、不公平、不条理があつてはならない。

正職員とすべきでないか。

学校管理課長 町長部局と協議して進めたい。

常任委員会

所管事項調査

総務部常任委員会

(平成20年10月7日開催)

雇用促進住宅の対応について

- ・入居者については、やむを得ない場合は、平成22年11月末まで入居可能。
- ・価格は、土地・建物を含め、8千8百70万円。
- ・町が買取り公的住宅として10年間使用する条件を満たす場合半額となり、建物の消費税を上乗せし、4千6百5万円。
- ・地域住宅交付金（補助金）制度、45%活用出来る。
- ・起債75%充当出来る。

【質問】購入期限は。

【回答】平成22年11月までとなっているが、入居者や補助申請等を考え平成21年度中に結論を出す方針との説明をうけ、質疑に入る。

【意見】上階は湿気がない、

【回答】5・4・3各階を観察した。

【質問】公営住宅は公営住宅法による補助金が入った住宅、町営住宅は町単独の住宅。公営住宅で購入した場合、入居者は一旦退去し改めて公営住宅法の入居基準に沿った人を入居させることになる。又、家賃も法律で決められる。今回も同じ交付金（補助金）が受

【質問】雇用促進住宅を購入した場合、住宅計画（公住マスター・プラン・ストック活用計画等）の見直しや住宅事情の改善が考えられるが、見通しは。

【回答】正式に打診はしていないが、購入する必要性を事前協議で示し、既に提出している計画に追加する形になると思う。民間も含め羽幌町全体を見直す事にはならないと思う。

【質問】現地視察をしたか。

【回答】副町長・総務・財務

視察した。流し等も改修され、余り痛んでいないと判断した。

【質問】過去に退去者が出了た原因は、湿気問題があると聞いた、湿気対策について、入居者、若しくは機構から聞いていいのか。

【回答】湿気はあると聞いていたことがあるが、現地視察では余り目に付かなかつた。

【質問】具体的に何階を観察したか。

【回答】5・4・3各階を観察した。

【意見】上階は湿気がある。湿気で家具が傷む等と、空いた時期があった。その後、改修等で解決されていると思うが現状を把握することが大事。

これから、議会も含め視察する機会もあると思うが、購入までのフロー・チャート等を作成し、具体的に詰めて行くべき。

けられるため、入居者のことを考慮すると、家賃等も町独自の条例で作れることが一番大きい。

【質問】公宮住宅も修繕は基本的に補助なし、建設後は公住も町住も大差がない。羽幌も一時期リフォームについて検討したが、大規模改修等も補助はないのか。

【回答】ニセコ町で例がある。

実際にリフォームして補助金を貰った。最近では豊富町で既存の住宅をリフォームする計画があると聞いている。家賃は急に上がらず、もともとの家賃にリフォーム分を幾らか加算し取り戻しすると情報を得ている。

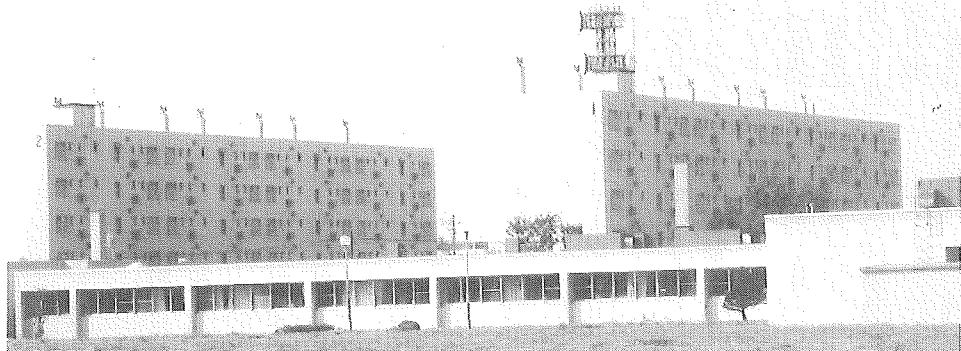
【要望】雇用促進住宅は上手く利用すれば25年～30年持つ住宅。町住・公住のメリット等、色々な角度から検討・調査願いたい。

【要望】将来の解体費も含め、湿気の問題等全て出して粘り強く交渉願いたい。

【回答】購入するとなつた場合、再鑑定する事になつている。その時点でも交渉する。

(平成20年10月7日開催)

町営住宅跡地の 売却について



【質問】一般質問で評価額の $\frac{1}{2}$ に出来ないかに対し、町長は含みを残していた。また、人口を増やすため町外についても触れていたがどうか。

【回答】町外者については、応募者が多数となり抽選の結果、当選者が全員町外者だと仮定した場合、長年住民税等を納め、まちづくりに努力している町民に申し訳なく思うので、公募して実態を把握したい。価格は公募の状況を見て、どの程度なら買いやすいか検討する。来年、評価替えがあり路線価が $\frac{1}{2}$ 位下がる予想もある。それを勘案し検討する。

【質問】価格は評価額と説明しているが、羽幌町は $\frac{1}{2}$ 割位の評価か。

【回答】固定資産税の課税は7割。価格は10割評価。

【質問】来年評価替えで、路線価が下がる見込みとはどういう意味か。

【回答】土地を購入し、建設は早くて来年になると見込んでいる。価格は来年下がる見込み額で提示する考えである。

てる数は多いとは思えない。最後に公募した時は抽選まで $\frac{1}{2}$ に余った。

【回答】平成9年に緑町等の区域を実施。その時1区画程

度余った。

【質問】銀行の貸し渋り等がある。民間の土地を売買している人等と利害関係が生まれるかもしれないが、町の政策として価格を少し下げることも考慮すべき。価格をしめせないか。

【回答】状況は厳しいと思う。価格は売買価格で動くため、町が $\frac{1}{2}$ 位にすると町有財産価値も半減するが、民間の経済活動をしている人もいる。それらを含め検討する。価格は決裁前だが3万円前後と思っていて。詳細は町広報紙で確認願いたい。

【回答】今の状況では羽幌町の住宅問題は解決できない。

【質問】結果的に融資が受けられなかつた場合はどうなるのか。

【回答】全ての行為が確認できないと所有権移転やお金のやり取りも含め契約しない。

◎人口が流出している我が地域いかに定住促進するかがポイント。総合的な調査研究をして住宅問題に対応して欲しいとして終了した。

【質問】売払い条件の中で平成23年11月30日までに建設に着手、確認申請は理解できるが、住宅資金申込みの確認だけで、確実に建設に着手出来るかを確認できるか。

【回答】色々な申請行為をしていると思うので、手続きで確認出来ると思う。

【質問】結果的に融資が受けられなかつた場合はどうなるのか。

【回答】一度の行為が確認できないと所有権移転やお金のやり取りも含め契約しない。

【質問】今、家族構成を考えている。一方、高齢化が進み



【回答】土地を購入し、建設の問題の一つは建設業。新築も減り建築業者の育成も課題。また、若年層の所得も伸びてない、家族構成を考えている。家に住みたいのがお金の問題がある。

【質問】今、羽幌町の経済状況を考えると、一戸建てを建

雇用促進住宅の現地視察及び入居者自治会との意見交換について

【委員】手がかかる所、いいところ、直して欲しい所等を教えて頂きたい。町側も最初に分かっていれば、それを織り込んで交渉出来る。

【意見】町の決断を早くしてもらいたい。

【委員】多少の時間はかかる。新聞、テレビ等からいい意味では理解を示している。出来るだけ早く結論を出すよう努力する。

【委員】1・2号棟併せ6部屋視察

※結論として、一部改修部分もあるが「老朽化した町當住宅に比べ良質である」

【意見】町で購入した場合、含め挨拶。その後、議会活動として委員会開催内容を報告し意見交換を開催。

【意見】寒い、換気扇が電気ではない、外回り建具に隙間がある、窓枠からハエが入る、外壁に蚊がつく。

【意見】1階の湿気が多い。換気扇が古く冬場は風の巻き上げが厳しい。

【意見】整備箇所がある。見積りして交渉していくのか。

【委員】交渉は町、今後、整備箇所を確認し交渉すると思う。少しでも安い有利な方法で交渉を進めると思う。

【意見】窓枠が狂っている。

ペアガラス理想。サッシ上下の隙間。

【委員】一つは、町の買い取り価格交渉を有利に、もう一つは、住環境も良くしたいが人口も減少し買った後に10、20世帯の入居実態でも困る。

【委員】買取りは町が判断することだが議会としても有利な条件に反映させたい。

【委員】これまで事業団にコーキング等修繕を要求したことがあるか。

【意見】昨年、管理主事にしました。サッシについては、4ヶ月前、排水掃除、流し取替、風呂釜取替、シャワー取り付け要望中に廃止の話が出た。

【委員】3～4年で1億5千万円程度かけ修繕したと聞いたが。

【意見】ペンキ塗り替え、風呂、外壁防水の更新をした。

【意見】各階に手すりが欲しい。オイルサーバーの取り付けがあれば便利。長いホースで吊り上げている業者もいる。4～5階はポリタンクで運ぶ。

【意見】町から予算が出てきて議会が決定。決定の為に前段での住民の声を聞いて判断。(提案権について説明)

【意見】町の公住は古く、お風呂も無く、サッシも老朽化し移る考えはない。

【意見】これまでの経過から、が国会や厚労省に要請したことがないことを町も議会も考えて欲しい。

交渉が決裂した場合、行き場がないことを町も議会も考えて欲しい。

とによる。

【意見】町の希望と国の受け入れ条件が合致しなければ交渉が決裂する。前管理主事が23か24年に廃止になる話をしたが、町は取り上げてくれたかった。

【委員】皆さん意見は、町側に強く伝えていき、委員会としても積極的に取り組んでいく。

【各委員まとめての意見】

・行政が皆さんの意見を聞いて対処すべき。今後、皆さんの声を委員会で取り上げていきたい。

・12名の議員真剣に取り組み、皆さんの期待に応えるよう頑張りたい。

・皆さんの入居条件などをスムーズに移行出来るよう検討していく。公住と別の形の町當住宅の必要性を感じた。

・買う側、住む側としての視点にたって、町購入後のことを大事に対応していきたい。

・2年先は目前、皆さんの不安点、長く安心して住める方

向を町は早急に出すべきと強く感じた。そんな方向を目指し頑張っていく。

※各委員のまとめの意見を伝え終了した。



文政厚生常任委員会

(平成20年10月10日開催)

一・後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度啓発、改正内容について福祉課より説明を受け質疑応答にはい

る。

【質問】 軽減制度があるが、チラシ等を回覧しても理解されない。後期高齢者医療制度に絞って一人一人に対応できる窓口は出来ないか。

【回答】 何回かに分けて広報でも周知している。関心がある人は問い合わせもしてくれし、ある程度理解もされてきていると思う。

【質問】 漏れによる軽減制度の受け忘れが心配だがどうか。

【回答】 国保も含め所得要件に該当していれば、申請の有無に関わらず対象となる。漏れないと考える。

【質問】 後期高齢者医療制度は若い人が4割、高齢者が1割、残りを国の負担とされている。説明を聞くと老人は相

当軽減されている。その結果若いの方に負担が回されていないか心配されるがどうか。

【回答】 国保も含め保険料軽減分は保険者の負担となる。

補填は主に税金であると認識している。

【質問】 保険料は8期に分けられて納める。年を越え納めた保

険料は税金の控除の対象とな

らず、課税対象額が増えると議会活動報告会で町民より聞かれた。何とかならないのか。

【回答】 年を越え納めた保険料はその年分の控除対象にはならないが、翌年対象となる。

又この事を解消するため、国保税の前納について町広報紙で周知すると財務課から聞いている。

【質問】 国保税の前納が出来るように改め広報で周知する

のは分かるが、年金収入のみの人は社会保険料等控除が受けられなければ生活パターンが狂う。独自のチラシで周知出来ないか。

【回答】 広報での周知が妥当

と思うし、広報紙は紙面の都合もある。財務課と協議したい。

長寿医療制度は非常に分かれらしい。より分かり易い説明に一層努力するよう依頼したい。

二・特定健診第一回目終了後の実績報告

三・平成20年度福祉灯油購入助成事業について(今年度の実施内容)

人、10月以降の見込みを233人、年間676人を見込んでいる。

・9月までの実績数443人、特定健診の基本計画で、初年度の目標値を35%としており概ね達成する見込み。

・保健指導の実績は21人、10月以降の見込みを22人とし、合計43人と見込んでいる。

・社会福祉協議会は従来の歳末助け合い運動の中で同様に実施。

・昨年、社会福祉協議会へは補助金100万円を交付し実施したが、改正された補助基準にすると相當下がるので、基本的には町の50万円は出し、それ以外に道補助基準額の半分を出すことにした。

・社会福祉協議会の助成額は昨年度に比べると減額となるが、町の額に近くなり平等性が出ると思う。

やってきた、などの苦情もあるようなので、間違えのないよう要望し終了した。

三・平成20年度福祉灯油購入助成事業について(今年度の実施内容)

・従来の歳末助け合い運動とは別に、65歳以上の制限を設け、昨年と同様に本年度も実施したい。

・昨年の北海道の補助要綱は100万円以上助成した場合は、50万円を町に補助すると5千円に引き上げた。

【質問】 昨年、全対象者に通知出来ないか質問した。申請漏れや知らなかつた等の苦情は無かったか。

【回答】 昨年は最終的に対象者や親族等に電話をしておられた。

・社会福祉協議会は従来の歳末助け合い運動の中で同様に半額を補助する内容に改正された。

・社会福祉協議会は従来の歳末助け合い運動の中で同様に半額を補助する内容に改正された。

・昨年、社会福祉協議会へは補助金100万円を交付し実施したが、改正された補助基準にすると相当下がるので、基本的には町の50万円は出し、それ以外に道補助基準額の半分を出すことにした。

・社会福祉協議会の助成額は昨年度に比べると減額となるが、町の額に近くなり平等性が出ると思う。

【意見】 折角実施するのであれば何とか年内から実施出来るようにならないか。

【回答】 期間が3ヶ月あるので充分と考えている。

委託機関が腹位測定を間違つたため、住宅まで再測定を

・財源は12月定例会で補正予算を提案し、1月から申請受け付けを開始する。

・昨年の実施要綱から、年齢を70歳から65歳に引き下げるとともに、灯油価格高騰のため助成内容を1万円から1万5千円に引き上げた。

・財源は12月定例会で補正予算を提案し、1月から申請受け付けを開始する。

・昨年の実施要綱から、年齢を70歳から65歳に引き下げるとともに、灯油価格高騰のため助成内容を1万円から1万5千円に引き上げた。

・財源は12月定例会で補正予算を提案し、1月から申請受け付けを開始する。

・社会福祉協議会は年齢制限

